

すこやかデイサービスセンター

介護予防・日常生活支援総合事業における第一号通所事業 通所介護相当 運営規程

第6版

医療法人 岐阜勤労者医療協会

すこやかデイサービスセンター

第1条：事業の目的

医療法人岐阜勤労者医療協会が開設する、すこやかデイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う第一号通所事業 通所介護相当（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員、生活相談員、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護従業者」という。）が要支援状態及び事業対象者（以下「要支援者等」という。）に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

第2条：運営の方針

事業所は、要支援者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、自立支援の観点に立ち、入浴、食事、レクリエーション、機能訓練等のサービスを行う。また、目標指向型のサービスを行うことにより、利用者の心身の機能の回復や維持を図る。

二、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条：名称及び所在地

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一、名称すこやかデイサービスセンター
- 二、所在地岐阜市北山1丁目16番13号

第4条：勤務する職種、員数及び職務内容

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容はつぎのとおりとする。

- 一、管理者 1名

管理者は、事業所の通所介護従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 二、介護職員 9名以上

要支援者等の身体状況に通所介護計画書を作成し、サービスを提供する。利用者の介助および介護の中心を担う。看護師、機能訓練指導員らと協力し、看護、機能訓練の補助を行う。

- 三、看護職員 1名以上

利用者の心身の状況を把握し健康管理についての相談や助言を行う。

- 四、機能訓練指導員 2名以上

介護職員らと協力し身体機能の維持向上を図るため、集団体操などを提案し行う。

- 五、生活相談員 4名以上

利用者あるいはその家族の相談を受け、適切な対応を行う。

第5条：営業日及び営業時間並びに利用定員

事業所の営業日及び営業時間並びに利用定員は、次のとおりとする。

- 一、 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、12月30日～1月3日は休みとする。
- 二、 営業時間 7：50～16：50
- 三、 定 員：45名

第6条：事業の利用料等

事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に応じた割合の額とする。

- 二、 前項の費用のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることとする。

- ① 食 費 1回 550円
- ② 日常生活費 1日 100円（タオル、コーヒーなど嗜好品、ティッシュ、文房具など）
- ③ その他、日常生活においても通常必要となるもので、利用者負担が適当と判断されるもの。

- 三、 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明し同意を得る。

第7条：緊急時等における対応方法

通所介護従事者は、事業を実施中に利用者の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医等への連絡が困難な場合には必要に応じて緊急搬送などの必要な処置を講ずる。

第8条：通常の事業実施地域

通常の事業実施地域は、岐阜市及び関市のそれぞれ一部とする。

※地域詳細は、「通常の事業実施地域一覧」にて示す。

第9条：苦情を処理する為に講ずる措置の概要

管理者は、別に定める「利用者からの苦情を処理する為に講ずる措置の概要」に基づき、利用者からの相談や苦情があった場合、迅速に対応する。

第10条：業務継続計画の策定など

管理者は、非常災害対策防止と利用者の安全確保に努める。また、岐阜市地域防災計画への協力に努めることとする。

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

事業所は、通所介護従業者に対し、業務改善計画について周知するとともに、必要な研修を定期的に実施する。

第11条：衛生管理など

事業所は、通所介護従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び設備備品などの衛生的な管理に努める。

事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講ずる。

感染症の予防及び蔓延の防止のため、法人介護事業部の感染対策委員会に参加し、その結果について通所介護従業者に周知徹底を図る。

事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。

通所介護従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修を定期的に実施する。

第12条：虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。

① 虐待防止のための対策を検討する法人介護事業部の虐待防止委員会に定期的に参加し
その結果について通所介護従業者に周知徹底を図る。

② 虐待防止のための指針の整備

③ 虐待を防止するための定期的な研修

二、 事業所は、サービス提供中に、通所介護従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに行政に通報する。

第13条：個人情報の保護

一、 事業所は、利用者又は家族の個人情報について個人情報保護に関する法律その他規範を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

二、 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を得るものとする。

第14条：その他運営についての留意事項

一、 通所介護従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

二、 事業所での介護記録は電子カルテに記載する。利用者に係る事業記録などは終了の日から5年間保存する。

三、 この規程に定める事項以外、運営に関する重要な事項は、医療法人岐阜勤労者医療協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

※通常の事業実施地域一覧（小学校区）

岐阜市	芥見小学校・芥見東小学校・岩小学校・藍川小学校 三輪北小学校・三輪南小学校・日野小学校
関市	金竜小学校

附 則

平成30年5月1日 施行（第1版）

平成30年8月1日（第2版）…利用料の額 負担割合変更

人員体制の変更（生活相談員）

令和3年4月1日（第3版）…人員体制の変更（以上に変更）

令和4年4月1日（第4版）…人員体制の変更（介護職員・看護職員・機能訓練指導員）

第4条「看護職員」と「機能訓練指導員」の内容変更

第7条「緊急時における対応方法」内容追加 第10条

「業務継続計画の策定など」変更 第11条「衛生管理」
追加 第12条「虐待防止」追加 第13条「個人情報
の保護」追加

令和5年3月1日（第5版）…第6条 食費の変更（550円）
第14条 記録の保存期間の追加

令和6年5月1日（第6版）…第5条 営業時間の変更 第6条 日常生活費の追加